

経営バイタル の強化書 KEIEI VITAL

▶「業務改善助成金」の拡充

原材料費高騰により利益率が減少した事業者や 最低賃金が低い事業者への 支援が拡充されました

厚生労働省は令和4年9月1日から事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引き上げを図る中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けた取り組みを支援するための「業務改善助成金」制度の拡充を行います。

また、原材料費高騰等の要因で利益率が減少した中小企業・小規模事業者を特例の対象とし、これらの事業者の設備投資等に対する助成範囲の拡大、事業場内最低賃金が低い事業者に対する助成率の引き上げなどの支援拡充を図ります。



新型コロナウイルス感染拡大がおさまりつつありますが、新型コロナウイルス感染症の影響により売上高等が減少している事業者は業種によってはまだまだ多く、人材確保や経営の立て直しが必要になってきています。併せてウクライナでの戦争等に伴う原材料費高騰の影響についても予断を許さないところです。最低賃金の引き上げは必要となります。助成金の活用により経営の立て直しの端緒としてはいかがでしょうか？

1 業務改善助成金と 特例の拡大

業務改善助成金は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引き上げを図るための制度です。生産性向上のための設備投資（機械設備、POSシステム等の導入）などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部が助成されます。

業務改善助成金には、通常コースと特例コースがあり、令和4年9月1日から通常コースの特例対象事業者・対象経費が拡充され、業務改善助成金特例コースの受付が再開されるとともに、物価高騰等により利益率が減少した事業者を対象とするなどの拡充が行われています。

通常コースは、①事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内、②規模100人以下の中小事業者が、生産性向上のための設備投資等により賃上げを行う場合、引き上げ額及び引き上げる労働者数ごとに決められた助成上限額の範囲で助成を行う制度で、新型コロナウイルス感染症の影響により売上高が減少している事業者に対しては、助成対象経費が拡大される特例が設けられています。令和4年9月1日からの特例の拡大により、原材料費高騰等の要因により利益率が減少した事業者に特例が適用されることになり、新型コロナの影響で売上高等が減少した事業者の要件も緩和され、特例を受けやすくなりました。

特例コースでは、申請期限、賃上げ対象期間が延長され、対象となる事業者・助成対象経費が拡大されています。

2 業務改善助成金 (通常コース)

業務改善助成金(通常コース)の拡充のポイントは、【図1】※1(次ページ)の**1.特例対象事業者の拡大と2.最低賃金が低い事業者への助成率の引き上げ**となっています。

申請の方法は、**1**業務改善計画(設備投資などの実施計画)と賃金引上計画(事業場内最低賃金の引上計画)を記載した交付申請書(様式第1号)を作成し、都道府県労働局に提出、**2**都道府県労働局の審査・承認、助成金交付決定、**3**業務改善計画に基づく設備投資等の実施と賃金引上計画に基づく最低賃金の引き上げを実施、**4**事業実績報告書を作成し、都道府県労働局に提出、**5**都道府県労働局の審査・助成金額の確定・通知、**6**助成金額を請求し、支払いを受けるとなっています(【図2】※2(次ページ))。

申請の方法については、業務改善助成金の概要とともに、動画で確認することもできますし※3、賃金引き上げや人材不足解消に向けた雇用管理改善については、「働き方改革推進支援センター」に無料で相談することもできます※4。

また、リーフレット形式で業種別に業務改善助成金導入の活用事例集が紹介されており、例えば小売業におけるPOSレジシ

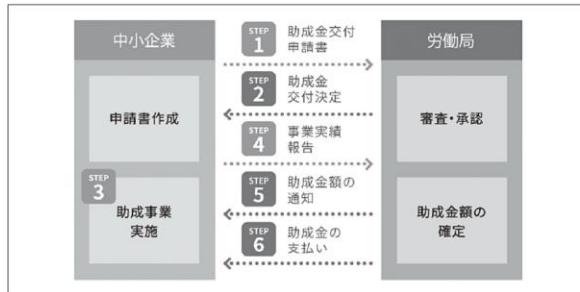
テム導入による在庫管理の短縮、福祉業におけるリフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮、飲食サービス業における顧客・在庫・帳票管理システムの導入による業務の効率化、専門家のコンサルティングによる業務フロー見直しによる顧客回転率の向上(コンサルティング導入や人材育成・教育訓練に係る費用も助成対象となります)などが公表されています※5。

生産性を向上させた場合は、助成率の割増を受けることもできますし※6、生産性向上をどのように行えばよいかの事例集も公表されています※7。

[図1] 業務改善助成金(通常コース)拡充のポイント※1

拡充のポイント	
1. 原材料費高騰等の要因により利益が減少した事業者に特例が適用されます	
(a) 特例対象事業者の追加	「原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等外的要因により利益率が前年同月に比べ3%ポイント以上低下した事業者」を特例の対象事業者に追加します。 ※先づ既存特例は売上高等に応じて申請する場合(申請前3か月のうちの任意の1か月の累計益または営業利益)と売上高に応じて申請した場合
(b) 売上高等が減少している事業者の要件緩和	「新型コロナウイルス感染症の影響により売上高等が減少している事業者」の要件を緩和します。 ・売り上げ減少幅 : 「30%」→「15%」 ・売上高の比較対象期間 : 「2年前まで」→「3年前まで」
(c) 助成上限区分の緩和	(a)(b)いずれかの要件を満たす事業者は賃金引き上げ労働者数10人以上の助成上限区分を利用できます。
(d) 助成対象経費の要件緩和	特例で助成対象経費となる自動車の要件を緩和します。 「定員11人以上」→「定員7人以上又は車両本体価格200万円以下」
2. 最低賃金が低い事業者への助成率が引き上げられます	
事業場内最低賃金	助成率 生産性要件を満たした事業者の助成率
900円以上	3/4 4/5
900円未満	4/5 9/10
事業場内最低賃金920円未満の事業場も賃金引き上げ労働者数10人以上の助成上限区分を利用できます。	

[図2] 業務改善助成金(通常コース)申請の方法※2



3 業務改善助成金(特例コース)

業務改善助成金(特例コース)の拡充のポイントは、【図3】※8の**1.申請期限と賃上げ対象期間の延長と2.対象となる事業者の拡大と助成率の引き上げ**となっています。

特例コースの対象となる事業者については、以下の要件をいずれも満たす必要があることに注意が必要となります。

①以下の(1)または(2)のいずれかを満たす事業者であること

(1)新型コロナウイルス感染症の影響で、売上高または生産量を

示す指標が、比較対象期間より30%以上減少している事業者

- ・比較する売上高等の生産指標:令和3年4月～令和4年12月の間の連続した任意の3か月間の平均値
- ・比較対象期間:前年、前々年または3年前の同期

(2)原材料費の高騰など社会的・経済的環境変化等外的要因により令和3年4月から令和4年12月のうち任意の1月における利益率が5%ポイント以上低下した事業者

②令和3年7月16日から令和4年12月31日の間に、事業場内最低賃金を30円以上引き上げること(引き上げ前の事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内の事業者に限ります)。

また、支給要件についても、以下の要件をいずれも満たす必要があります。

①就業規則等で、引き上げ後の賃金額を事業場の労働者の下限の賃金額とすることを定め、引き上げ後の賃金額を支払っていること(就業規則等がない場合は、「労働者の下限の賃金額についての申出書」の提出でも認められます)。

②生産性向上等に役立つ設備投資等を行い、その費用を支払うこと

生産性向上に役立つ設備投資等を行う取り組みに関連する費用として、業務改善計画に計上された経費(関連する経費)がある場合は、その費用も支払う必要があります。

申請の方法については、通常コースと同様申請書を作成し、都道府県労働局に提出しますが、次の事実を証する添付書類の作成・提出も必要となります。

①売上高等が30%以上減少したこと

又は利益率が5%ポイント以上低下したこと

②令和3年7月16日～令和4年12月31日の間に30円以上賃金を引き上げたこと

新型コロナウイルス感染状況の蔓延が落ち着いてきつつあり、関連する助成金や融資制度も少なくなっています。人材確保や経営立て直しを検討する中で、生産性の向上と併せて最低賃金についての見直し等、検討してみてはいかがでしょうか。最低賃金については、厚生労働省が特設サイトを開設し、最低賃金についての説明や都道府県ごとの最低賃金について公表していますので、併せて確認しておくとよいでしょう※9。

[図3] 業務改善助成金(特例コース)拡充のポイント※8

拡充のポイント	
1. 申請期限と賃上げ対象期間を延長します	
申請期限	変更前 变更後
申請期限	令和4年7月29日まで 令和5年1月31日まで
賃上げ対象期間	令和3年7月16日から 令和3年12月31日まで 令和3年7月16日から 令和4年12月31日まで
•申請日までに賃金の引き上げを行っている必要があります。 •賃金引き上げ額が30円に満たない場合でも、申請時までに遡って追加の引き上げを行い、その差額が支払われる場合は30円以上の引き上げがされたものとして取扱います。	
2. 対象となる事業者を拡大し、助成率も引き上げます	
助成対象事業者の追加	「原材料費の高騰など社会的・経済的環境変化等外的要因により利益率が前年同月に比べ5%ポイント以上低下した事業者」を追加します。 ※売上高総利益率または売上高営業利益率(令和3年4月から令和4年12月のうち、任意の1か月の累計益または営業利益)の額を売上高で除した率)
売上高等の比較対象期間見直し	売上高等が30%以上減少した事業者の売上高等の比較対象期間を見直します。 見直し前・令和3年4月から「令和3年12月まで」 見直し後・令和3年4月から「令和4年12月まで」 ※比較対象期間を2年前まで→3年前までに変更
助成率の引き上げ	【一律3/4】を、事業場内最低賃金が920円未満の事業者は【4/5】に引き上げます。

※1 「業務改善助成金(通常コース)のご案内(PDF)」(URL:<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000984150.pdf>)

※2 「業務改善助成金のご案内」厚生労働省(URL:<https://pc.saitechingin.info/chusyo/>)

※3 「業務改善助成金の概要、申請方法動画」(URL:<https://pc.saitechingin.info/chusyo/movie.html>)

※4 「働き方改革推進支援センターのご案内」(URL:<https://pc.saitechingin.info/chusyo/zenkoku.html>)

※5 「活用事例集」(URL:https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyou/03.html)

※6 「労働生産性を向上させた事業所は労働関係助成金が割増されます」(URL:<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000137393.html>)

※7 「生産性向上のヒント集(PDF)」令和4年3月版(URL:<https://www.mhlw.go.jp/content/000935033.pdf>)

※8 「業務改善助成金(特例コース)のご案内(PDF)」(URL:<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000984393.pdf>)

※9 「必ずチェック最低賃金」(URL:<https://pc.saitechingin.info/>)